

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

1、事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会
代表者役職・指名	支部長 原澤 茂
所在地	埼玉県川口市西川口 5-11-5

2、事業所の概要

（1）事業所の名称等

事業所の名称	埼玉県済生会訪問看護ステーションきゅうぼら
事業所番号	1160290072
所在地	〒3320021 川口市西川口 6-12-1-317
電話番号	048-258-5336
FAX番号	048-258-5383
通常の事業の実施地域	川口市、戸田市、蕨市
第三者評価実施の有無	無

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土日、祝日、開院記念日4月15日、年末年始12月29日～1月3日までを除く）
営業時間	午前8時45分から午後5時まで

（3）職員の勤務体制

管理者	看護師常勤1名
看護師	6名
理学療法士	2名
事務員	1名

（4）事業の目的と事業所の特徴

訪問看護利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。

事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

済生会川口総合病院の理念（患者さんを中心とした質の高い医療の提供により、地域・社会に貢献します）に基づきサービスの提供に努めます。

3、サービスの内容

医師の指示に基づき、以下の内容から訪問看護計画を作成し、サービス提供します。

病状の観察
身体の清潔保持
食事及び排泄等日常生活の支援
床ずれの予防、処置
リハビリテーション
療養生活の相談や介護指導
薬の相談・指導
ターミナルケア
カテーテル等の管理、そのほか医師の指示による医療処置
認知症・精神疾患のケア

(1) 留意事項

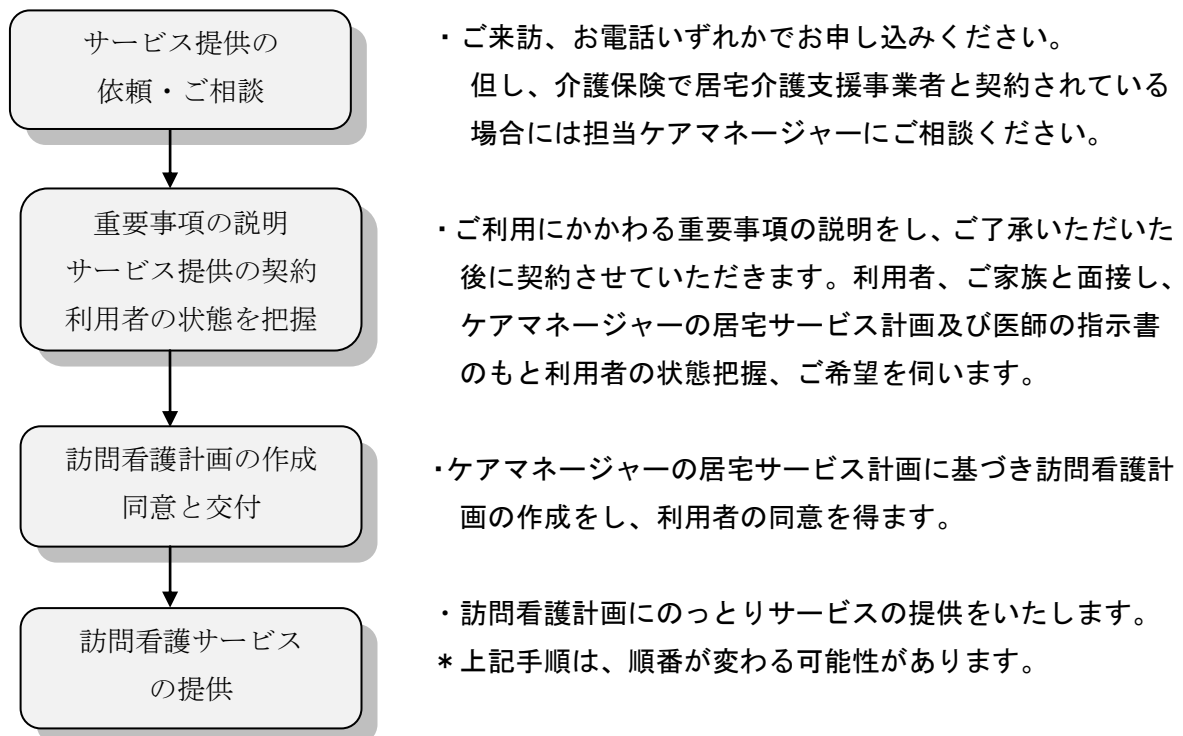
- ① サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替しサービス提供します。
訪問看護師の交替を希望する場合には、当該看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問看護師の交替を申し入れることができます。ただし、特定の訪問看護師の指名はできません。
- ② 法令を遵守し、事故やトラブルを避けるために、下記の行為はお断りさせていただきます。
 - ・利用者又は家族からの、金銭・預金通帳・書類などの預かり
 - ・利用者又は家族からの、金銭・物品・飲食の授受
 - ・利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ・看護師訪問中の、利用者又は家族の、飲酒・喫煙
 - ・看護師への、宗教活動・政治活動・営利活動そのほか迷惑行為
 - ・看護行為以外の業務（調理や掃除など）
- ③ 法令を遵守し、事故やトラブルを避けるために、下記にご協力ください。
 - ・介護保険証、健康保険証などの変更がありましたら、速やかに教えてください。
 - ・看護師訪問中のペットは、ケアの妨げになる場合や、ペットの怪我などの心配もごさいます。ゲージ等に一時的に保護をお願いいたします。
 - ・看護師の訪問時間に変更になる場合や、看護師の訪問日に変更になる場合がございます。当日の訪問時間につきましては、交通事情や他の利用者の緊急対応などで到着予定時刻が前後する場合がございます。15分以上の遅れが予想される場合は、ご連絡をいれさせていただきます。また看護師の急な傷病や異常気象などにより、やむを得ず訪問日の変更をお願いする場合もございます。ご了承をお願いいたします。
- ④ 備品等の利用
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ⑤ 体調に応じたサービス内容の変更を行うことがあります。

4、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) 利用料及びその他費用に関しては、別添参照ください。
- (2) 負担割合に応じた利用者負担額は、1か月まとめて計算しお支払いいただきます。
利用月の翌月に計算し、原則、翌々月に請求書を送付の上、口座引き落としになります。
介護保険の区分の確定がされていない場合や、小児慢性特定疾病・難病などの申請中の方においては、確定されてからのご請求になる場合がございます。
- (3) 介護保険の給付サービス限度額を超えたサービス利用は、全額自己負担になります。

5、サービス利用方法

(1) サービスの開始までの流れ



(2) サービスの終了

- ①利用者は、事業所に対して、文書で通知することにより、1週間の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。
但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。
- ②事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することはできます。
- ③次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 事業者が守秘義務に反した場合

- ・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合

④次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず14日以内に支払われない場合
- ・利用者又はその家族が事業所やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

⑤次の事由に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・医師が必要ないと判断した場合

6、秘密の保持

- （1）利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- （2）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合にも、その秘密を保持すべき旨の雇用契約としています。

7、サービス提供に関する相談、苦情

- （1）サービス提供責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合は、どのようなことでもお寄せください。

苦情相談担当者	所長・宮澤 有希子
---------	-----------

事業所相談担当 宮澤 有希子 連絡先（TEL） 048-258-5336

- （2）当事業所以外の市町村の相談・苦情窓口及び、埼玉県国民健康保険団体連合会等に対応することができます。

川口市介護保険課 連絡先（TEL） 048-259-7293

戸田市長寿介護課 連絡先（TEL） 048-441-1800

蕨市介護保険室 連絡先（TEL） 048-433-7853

埼玉県国民健康保険団体連合会 連絡先（TEL） 048-824-2568

8、緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、そのほか必要があった場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡を行います。

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、介護支援専門員に連絡するとともに、生命及び安全確保に必要な措置を講じます。

10、虐待の防止および身体拘束の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また身体拘束は、利用者の生活の事由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、梗塞を安易に正当化することなく、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 虐待防止等に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長・宮澤 有希子
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(5) サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのほか利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

11、ハラスメント対策について

(1) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

○身体的暴力：たたく・蹴る・ひっかく・つねる・物を投げつける

○精神的暴力：大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う

理不尽な要求を繰り返す・無視を続ける

○セクシャルハラスメント：必要なく職員の体を触る・抱きしめる

職員に不快感を与える性的な言動をする

猥せつな図画を見せる

(2) サービス利用中に職員に同意なしに写真や動画の撮影、録音をする行為 上記禁止行為があった場合は、必要に応じ対処させていただきます。

12、業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続し指定訪問看護の提供を受けられるよう業務継続計画（非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 大きな災害時には、停電などにより医療機器が作働しなくなるなどの心配があります。看護師と連絡が取れなくなる恐れもありますので、自宅での備えが大切です。

1 3、衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生した場合は、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4、感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 5、情報提供

介護保険サービスの利用に伴い、関係するサービス事業所や関係機関へ個人情報が必要範囲以内で提供することをご承知ください。

1 6、学生実習について

済生会川口総合病院の関連施設としての済生会川口看護専門学校の看護学生等の実習を受け入れております。又、研修医の地域医療としての研修も実施しております。

感染等留意し、利用者への訪問看護に同伴させていただくことにご理解ご協力をお願いします。

サービスの契約に当たり重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 ： 埼玉県済生会訪問看護ステーション きゅうばら

説明者 ： _____

重要事項の説明を受け納得し同意しました。

令和 年 月 日

利用者 : _____

代理人 : _____